

(参考)

規制改革推進3か年計画(再改定)

平成15年3月28日
閣議決定

駐車場出入口規定の弾力化【平成14年度検討開始、平成15年度結論】

一定規模以上の大規模な路外駐車場の設置に当たっては、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第7条の規定により、円滑かつ安全な道路交通の確保の観点から、その出入口を交差点の側端から5m以内に設置することはできず、また、出口と入口は10m以上離すこととされている。しかしながら、大規模な開発事業等にあつては、路外駐車場の出入口を交差点内に設ける、出入口を同一の場所に設ける等により、安全かつ円滑な道路交通の確保が図られる場合がある。

したがって、安全かつ円滑な道路交通が確保されると認められる場合には、同法施行令の駐車場の出入口に関する規定について柔軟な対応が可能となるよう規定の弾力化を検討すべきである。